

佐賀県虹の松原再生・保全基金条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第22号

佐賀県虹の松原再生・保全基金条例

(設置)

**第1条** 白砂青松の特別名勝虹の松原の景観を県民の財産として次世代に引き継ぐことを目的とした再生・保全活動を推進するため、佐賀県虹の松原再生・保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、核燃料サイクル交付金交付規則（平成19年経済産業省告示第109号）に基づき県に交付される交付金のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。